

香川県条例第13号

香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例

香川県環境影響評価条例（平成11年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 略	第3章 環境影響評価に関する手続
<u>第1節 配慮書の作成等（第4条の2—第4条の7）</u>	<u>第1節～第5節 略</u>
第2節～第6節 略	第4章～第9章 略
第4章～第9章 略	附則
附則	
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略 2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業及び同条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。 3・4 略
第3章 略	第3章 環境影響評価に関する手続
<u>第1節 配慮書の作成等</u>	
(計画段階配慮事項についての検討)	
第4条の2 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事	

項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事業実施想定区域を管轄する市町長に同項の書面の写しを送付するものとする。

（配慮書の作成）

第4条の3 前条第1項の規定による通知をした対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（第41条第1項を除き、以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業を実施しようとする者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、当該配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

（配慮書についての知事等の意見）

第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める

期間内に、対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、配慮書について香川県環境影響評価技術審査会の意見を聞くものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の6 対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めなければならない。

(対象事業の廃止等)

第4条の7 対象事業を実施しようとする者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
 - (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業をしようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手續は新たに対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第2節 略

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、

第1節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に

第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- (5) 第4条の5第1項の知事の意見
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 略

（方法書等の送付）

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（方法書等についての公告及び縦覧）

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（方法書説明会の開催等）

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、方法書説明会の開催を予定す

掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1)～(3) 略

- (4) 略

（方法書の送付）

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書を送付しなければならない。

（方法書についての公告及び縦覧）

第7条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨その他規則で定める事項を公告し、方法書の写しを公告の日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。

る日の1週間前までにこれらの周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするとときは、知事の意見を聴くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の措置を講じた方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 5 事業者は、第1項の規定により方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その実施状況を知事に報告しなければならない。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

第3節 略

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第4節 略

(準備書の作成)

第13条 略

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第3節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げ

- (1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事項
(2)～(7) 略

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書等についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、「前条」とあるのは「第15条」と、「要約書」とあるのは「第14条に規定する要約書」と、同条第5項中「第1項」とあるのは「第16条第1項」と読み替えるものとする。

る事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第3号までに掲げる事項
(2)～(7) 略

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第16条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書等についての公告及び縦覧)

第15条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書の写しを公告の日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、説明会の開催を予定する日の1週間前までにこれらの周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の措置を講じた説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 5 事業者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その実施状況を知事に報告しなければならない。

第5節 略

(評価書の作成)

第21条 略

(評価書等の送付)

第22条 略

(評価書等についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方により公表しなければならない。

第4節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第21条 略

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかつた場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。
(1)～(4) 略

(評価書等の送付)

第22条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(評価書等についての公告及び縦覧)

第23条 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及び要約書の写しを公告の日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。

第6節 略

(事後調査の実施等)

第32条 略

- 2 事業者は、前項の事後調査を行ったとき又は評価書に記載された環境の保全のための措置を講じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その結果を記載した報告書（以下「事後調査等報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に送付しなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査等報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査等報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(環境の保全のための措置の実施の要請)

第34条 知事は、第32条第2項の規定により事後調査等報告書の送付を受けた場合又は前条第1項の規定により立入調査を実施させた場合において必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

第8章 略

第41条 知事は、法第3条の7第1項（法第3条の10第2項の規定により適用する場合及び法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により配慮書の案又は配慮書について意見を述べる場合には、期間を指定して、当該配慮書の案又は配慮書について関係する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、審査会の意見を聞くものとする。

2 略

3・4 略

(勧告及び公表)

第44条 略

第5節 対象事業の内容の修正等

(事後調査の実施等)

第32条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、事後調査を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の事後調査を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に送付しなければならない。

(環境の保全のための措置の実施の要請)

第34条 知事は、第32条第2項の規定により事後調査報告書の送付を受けた場合又は前条第1項の規定により立入調査を実施させた場合において必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

第8章 環境影響評価法との関係

第41条 略

2・3 略

(勧告及び公表)

第44条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

(1) 略	当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
(2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書又は事後調査等報告書を送付したとき。	(1) 略 (2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書を送付したとき。
(3)～(6) 略	(3)～(6) 略
2・3 略	2・3 略
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～4 略	1～4 略
5 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気事業（発電用の電気工作物（水力又は地熱を原動力とするものを除く。）を設置するものに限る。）及びガス事業（ガスの供給のために施設するガス発生設備を設置するものに限る。）に係る工場又は事業場の新設、増設又は変更の工事の事業	5 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気事業（発電用の電気工作物（水力又は地熱を原動力とするものを除く。）を設置するものに限る。）及びガス事業（ガスの供給のために施設するガス発生設備を設置するものに限る。）に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業
6～15 略	6～15 略

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定は、同年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行の日前に改正前の第6条の規定により方法書の送付があった対象事業については、なお従前の例による。
- 改正後の香川県環境影響評価条例の規定は、この条例の施行の日前に着手した改正後の別表の5の項に規定する工場又は事業場の変更の工事の事業については、適用しない。